GLV 健康保険組合から
退職される被保険者様へのお願い

退職後は、保険証を
事業主に速やかにご返却ください

保険証が使用できるのは、退職日までです！

●保険証は退職日の翌日から無効になります

・扶養だったご家族も同じです！ご家族（被扶養者）がいる場合、
ご家族の保険証も一緒にご返却をお願いします。

●勘違いにご注意ください！

・次の保険証が手元に届くまでは使えるのでは？→ 使用できません！
・月の途中で退職したので月末まで使えるのでは？→ 使用できません！

月途中退職者の退職月の保険料は徴収されておりません。
健康保険料は翌月徴収にて月途中退職者の退職月の健康保険料の引落としは前月分です。

●万が一、退職日の翌日以降に保険証を使用された場合、医療費返還請求をさせていただきます

・後日 GLV 健保負担分の医療費（７～９割）を返還していただくこととなります。自己負担額と比較し非常に高額となります。決して使用しないようお願いいたします。

●現在、通院中の医療機関等がある方へ

・速やかに新しい健康保険に加入し、新しい保険証を提示して受診をしてください。
その際、必ず保険証が切り替わったことを医療機関（薬局を含む）に申し出てください。

※新しい次の保険証がお手元に届く前に受診する場合は、必ず医療機関（薬局を含む）の窓口でその旨のご相談をお願いします。

※誠に残念ながら GLV 健保にて退職日翌日以降の保険証の不正利用が毎月発生している状況です。皆さまのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

【保険証の返却先】

〒261-7127
千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６番１号
ワールドビジネスガーデン マリブイースト棟 27F
(株)IDOM 労務管理オペレーションセクション宛て
TEL：050-1749-8968

●退職後の健康保険加入のご案内

退職後は速やかに新しい健康保険への加入手続きを行いましょう。
退職後の健康保険は、以下のとおりです。
退職が決まったら退職後に加入する健康保険の手続きを事前に確認しておきましょう！

① 再就職される場合	再就職先を通じて交付を受けた保険証をご使用ください。
② ご家族様の被扶養者になれる場合	ご家族がお勤めの会社を通じて交付を受けた保険証をご使用ください。 扶養の条件はご家族の勤務先にご確認ください。
③ 国民健康保険に加入する場合	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。（状況により保険料の減免制度あり） 加入手続きは、自治体により異なります。
④ 任意継続健康保険に加入する場合	退職日翌日～20 日以内に手続書類 GLV 健保必着です。詳しくは、GLV 健保のホームページ「退職後も当組合に加入したい」をご覧ください。

●新しく加入した保険証が届く前に受診が必要になったら？

① 医療機関（薬局を含む）の窓口でその旨のご相談をお願いします。
その際、保険証の切り替え中であることを伝えましょう。

② 受診時には、一旦、医療費の全額自己負担をお願いします。
医療機関（薬局を含む）から「領収書」と「診療(調剤)報酬明細書」を必ずお受け取りください。
※医療機関によっては、同月内に新保険証を持参すれば、精算してくれる場合があります。

③ 後日、新しく加入された健康保険組合等に療養費の請求をしましょう。
受診日に資格のある健康保険組合等に請求が可能です。
手続きの詳細は、新しく加入した健康保険組合等にご確認ください。
※基本的に、「領収書」と「診療(調剤)報酬明細書」の添付を求められます。
※新しく加入した健康保険によっては支給に制限がある場合があります。
※払い戻しが受けられるのは、公的医療保険の範囲内での医療費です。